

神奈川県の実質赤字比率等について(平成19年度決算)

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率 【基準】 早期健全化基準 3.75% 財政再生基準 5%

○ **該当なし(-%)** ※ 全会計とも赤字なし

(単位:億円)

分子	実質赤字額:①+② ①一般会計における実質赤字額 ②一般会計等に属する特別会計における実質赤字額 公債管理、公営競技収益配分金等管理、地方消費税清算、水源環境保全・再生事業、市町村自治振興事業、農業改良資金、恩賜記念林業振興資金、林業改善資金、沿岸漁業改善資金、災害救助基金、母子寡婦福祉資金、介護保険財政安定化基金、中小企業資金、県営住宅管理事業、都市用地対策事業	—
分母	標準財政規模	12,510

注 一般会計等とは、普通会計に相当する一般会計及び特別会計。

(2) 連結実質赤字比率 【基準】 早期健全化基準 8.75% 財政再生基準 15%

○ **該当なし(-%)** ※ 全会計とも赤字なし又は資金不足なし

(単位:億円)

分子	連結実質赤字額:①+② ①一般会計等における実質赤字額 ②公営企業会計における資金不足額 水道事業、電気事業、公営企業資金等運用事業、相模川総合開発共同事業、酒匂川総合開発事業、病院事業、流域下水道事業	—
分母	標準財政規模	12,510

(3) 実質公債費比率(3か年平均) 【基準】 早期健全化基準 25% 財政再生基準 35%

○ **9.2%**

(単位:億円)

区 分		H17	H18	H19
分子	元利償還金等:①+②+③+④-⑤	1,025	988	988
	①公債費	1,951	2,054	2,140
	②公債費充当公営企業繰出金	71	70	70
	③公債費充当一部事務組合繰出金	18	16	15
	④公債費に準ずる債務負担行為等	111	55	52
	⑤当該年度公債費等交付税措置額	1,126	1,207	1,289
分母	標準財政規模:⑥-⑦	10,297	11,093	11,221
	⑥標準財政規模	11,423	12,300	12,510
	⑦当該年度公債費等交付税措置額(再掲)	1,126	1,207	1,289
分子/分母		10.0%	8.9%	8.8%
注 表示単位未満四捨五入のため計が一致しないことがある。		3か年平均	9.2%	

(4) 将来負担比率 【基準】 早期健全化基準 400%

○ 209.9 %

(単位:億円)

分子	将来負担すべき実質的負債:①-②	A	23,553
	①将来負担額		43,082
	・一般会計等地方債現在高		33,371
	・債務負担行為に基づく支出予定額		530
	・公営企業債に充てる一般会計等からの繰入見込額		711
	・組合の地方債に充てる一般会計等の負担見込額		82
	・退職手当支給予定額に係る一般会計等の負担見込額		8,131
	・設立法人の負債額等に係る一般会計等の負担等見込額		219
	・組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等の負担見込額		37
	②充当可能財源等		19,529
	・将来負担額に充当可能な基金		3,265
	・充当可能特定歳入見込額(公営住宅使用料等)		1,366
	・地方債現在高等に係る交付税措置見込額		14,898
分母	標準財政規模:③-④	B	11,221
	③標準財政規模		12,510
	④当該年度公債費等交付税措置額		1,289
注 表示単位未満四捨五入のため計が一致しないことがある。			A/B=209.9 %

2 資金不足比率 【基準】 経営健全化基準 20%

○ 該当なし(-%) ※ 全会計とも資金不足なし

(単位:億円、%)

区 分		分子(資金不足額)	分母(事業規模)	資金不足比率
法 適 用 企 業	水道事業	—	590	—
	電気事業	—	81	—
	公営企業資金等運用事業	—	8	—
	相模川総合開発共同事業	—	15	—
	酒匂川総合開発事業	—	7	—
	病院事業	—	362	—
流域下水道事業(法非適用企業)		—	85	—

- 注 1 法適用企業 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の全部又は一部を適用する企業
 2 法非適用企業 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの
 3 事業規模 営業収益相当額 - 受託工事収益相当額
 4 資金不足額
 《法適用企業》 (流動負債+特例地方債-流動資産)-解消可能資金不足額
 《法非適用企業》 (繰上充用額等+特例地方債)-解消可能資金不足額